

# 介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

## （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人伯鳳会が開設する介護老人保健施設ベレール向島（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## （事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## （運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## （施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ベレール向島
- (2) 開設年月日 平成24年7月1日
- (3) 所在地 東京都墨田区東向島2丁目36番11号
- (4) 電話番号 03-3611-3111 FAX番号03-5630-6501
- (5) 管理者名 長谷川 康雄
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1350780019号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人(兼務)
(2) 薬剤師	0.4人
(3) 医師	1.2人以上
(4) 看護職員	12人以上
(5) 介護職員	45人以上
(6) 支援相談員	1.2人
(7) 理学療法士・作業療法士	
・理学療法士	3人以上
・作業療法士	2人以上
(8) 栄養士又は管理栄養士	
・管理栄養士	1人以上
(9) 介護支援専門員	2人以上
(10) 事務員	2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、庶務、会計、介護報酬請求事務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

- 2 各種加算については以下を参照  
個別リハビリテーション実施加算  
認知症ケア加算  
夜勤職員配置加算  
サービス提供体制強化加算Ⅱ  
療養食加算

緊急短期入所受入対応加算  
送迎加算  
認知症行動・心理症状緊急対応加算  
若年性認知症利用者受入加算  
重度療養管理加算  
緊急時治療管理費  
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ  
介護職員等処遇改善加算Ⅰ

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階  
(第1段階から3段階まで) の利用者の自己負担額については、別紙1参照。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

墨田区および台東区清川、日本堤

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待の防止するための研修を年2回実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 施設は、介護保険施設サービス提供中に、当施設従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会時間は午前10時から午後7時までとする。緊急の場合はこの限りではない。ただし、日曜・祝日・年末年始12/31～1/3は午前10時から午後5時までとする。なお、面会の際は受付窓口の前にある面会申込書に記入すること。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届けを提出すること。
- ・ 飲酒・喫煙は、療養上の問題から禁止する。
- ・ 火気の取扱いは、禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示に従うこと。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、職員にご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは、禁止する。万一、持ち込んで紛失されても施設で責任は負えません。
- ・ 入所中の施設外での医療機関の受診は、緊急時を除き原則として出来ません。標準的な医療行為はベレール向島で行います。ご不明な点は必ず事前に職員にご相談ください。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

#### (非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理職を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (業務継続計画の策定)

- 第 16 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもおとする。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 17 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を年2回実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 5 当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### (職員の服務規律)

- 第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けすること。

#### (職員の質の確保)

- 第 19 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

#### (職員の勤務条件)

- 第 20 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人伯鳳会の就業規則による。

#### (職員の健康管理)

- 第 21 条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1）当施設にとける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を毎月 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）当施設における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

（4）「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人伯鳳会介護老人保健施設ベレール向島の役員会において定めるものとする。（施設の利用に当たっての留意事項）

## 別紙1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）料金表

### （1）短期入所療養介護利用料（介護保険適用部分）

基本 利 用 料	介護老人保健施設短期入所療養介護（I）【基本型】			
	(一)従来型個室	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
	要介護1	821 円／日	1,642 円／日	2,463 円／日
	要介護2	873 円／日	1,746 円／日	2,619 円／日
	要介護3	942 円／日	1,884 円／日	2,826 円／日
	要介護4	1,001 円／日	2,002 円／日	3,002 円／日
	要介護5	1,059 円／日	2,117 円／日	3,175 円／日
	(二)多床室	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
	要介護1	905 円／日	1,810 円／日	2,715 円／日
	要介護2	960 円／日	1,919 円／日	2,878 円／日
	要介護3	1,029 円／日	2,058 円／日	3,087 円／日
	要介護4	1,087 円／日	2,174 円／日	3,261 円／日
	要介護5	1,147 円／日	2,294 円／日	3,440 円／日
加 算	加算名	内容	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）
	夜勤体制加算	20名に対し職員を1名以上配置	27 円／日	53 円／日
	個別リハビリテーション実施加算	個別に20分以上リハビリテーションを行った場合	262 円／日	524 円／日
	認知症ケア加算	認知症専門棟に入所した場合	83 円／日	166 円／日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等ため、緊急に短期入所が必要と判断された場合（7日上限）	218 円／日	436 円／日
	若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症利用者を受入した場合	131 円／日	262 円／日
	重度療養管理加算	要介護4又は5で手厚い医療が必要な場合	131 円／日	262 円／日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	在宅支援に関わる機能が高く、且つ重介護者も一定数受入れている事など厚生労働者が定める条件・基準を満たした場合に算定。 月ごとに算定可・不可が判断される。	56 円／日	111 円／日
	送迎加算（片道あたり）	送迎を行った場合	201 円／回	401 円／回
	療養食加算	疾病治療のため提供される治療食	9 円／食	18 円／食
	緊急短期入所受入加算	緊急利用者の受入（7日を限度）	99 円／日	197 円／日
	緊急時治療管理費	病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合、緊急的な治療管理（月1回3日を限度）	565 円／日	1,130 円／日
	特定治療費	特別な治療を行った場合	医科診療点数×10円の1割	医科診療点数×10円の2割
	サービス提供体制強化加算（II）	介護職員における介護福祉士の配置割合が60%以上の場合	20 円／日	40 円／日
	介護職員等処遇改善加算（I）	処遇・特定処遇加算を算定している場合の更なる賃金改善	所定単位数×7.5%	

※ 上記金額は、利用1日あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位10.90円の地域加算を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割または2割または3割相当の額です。

(2) 介護予防短期入所療養介護利用料（介護保険適用部分）

基本 利 用 料	介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）【基本型】				
			利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
(i) 従来型個室	要支援1	632 円／日	1,263 円／日	1,894 円／日	
	要支援2	792 円／日	1,583 円／日	2,374 円／日	
(iii) 多床室	要支援1	669 円／日	1,337 円／日	2,005 円／日	
	要支援2	844 円／日	1,688 円／日	2,531 円／日	
加 算	加算名	内容	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
	夜勤体制加算	20名に対し職員を1名以上配置	27 円／日	53 円／日	79 円／日
	個別リハビリテーション実施加算	個別に20分以上リハビリテーションを行った場合	262 円／日	524 円／日	785 円／日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等ため、緊急に短期入所が必要と判断された場合（7日上限）	218 円／日	436 円／日	654 円／日
	若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症利用者を受入した場合	131 円／日	262 円／日	393 円／日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅支援に関わる機能が高く、且つ重介護者も一定数受け入れている事など厚生労働者が定める条件・基準を満たした場合に算定。月ごとに算定可・不可が判断される。	56 円／日	111 円／日	167 円／日
	送迎加算（片道あたり）	送迎を行った場合	201 円／回	401 円／回	602 円／回
	療養食加算	疾病治療のため提供される治療食	9 円／食	18 円／食	27 円／食
	緊急時治療管理費	病状が重篤となり救命救急医療が必要な場合、緊急的な治療管理（月1回3日を限度）	565 円／日	1,130 円／日	1,694 円／日
	特定治療費	特別な治療を行った場合	医科診療点数×10円の1割	医科診療点数×10円の2割	医科診療点数×10円の3割
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	介護職員における介護福祉士の配置割合が60%以上の場合	20 円／日	40 円／日	59 円／日
	介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	介護に必要な人材確保、職員の賃金改善を目的とする。	所定単位数×7.5%		

※ 上記金額は、利用1日あたりの介護報酬告示上の単位に、1単位10.90円の地域加算を乗じた額の、利用者の負担割合に応じてご負担いただく1割または2割または3割相当の額です。（尚、厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご青洲の金額とは若干の差異が生じる場合があります）

### (3) 介護保険適用部分以外の実費負担

食費	朝食代 昼食代とおやつ代 夕食代	600円／食 780円／食 810円／食
----	------------------------	----------------------------

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日の上限となります。

滞在費	従来型個室 多床室	1,790 円／日 850 円／日
-----	--------------	----------------------

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている額が1日の上限となります。

※上記「食費」及び「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途補足資料をご覧下さい。

日用生活品費 Aセット	薬用ヘッド＆ボディソープ、浴用化粧料、薬用ハンドソープ、おしほり4枚、タオル3枚、バスタオル1枚、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉または入れ歯洗浄剤	250 円／日
日用生活品費 Bセット	薬用ヘッド＆ボディソープ、浴用化粧料、薬用ハンドソープ、おしほり3枚、タオル6枚、バスタオル1枚、ティッシュペーパー、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、口腔ケアスポンジ	370 円／日
教養娯楽費	クラブ活動等で使用する材料等の費用 書道、園芸、工作、七宝、映画鑑賞、おやつ作り、塗り絵、おりがみ等	実 費
特別な室料	個室 2人室	3,300 円／日 1,320 円／日
利用者が選定する特別な食費	特別メニューの食事を選定された場合（行事食）	220 円／食
理美容代	理美容をご利用の場合	2,500 円／回
行事費	小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室の費用等	実 費
健康管理費	インフルエンザ予防接種の費用 (区からの助成がありますので、お問い合わせください。)	実 費
私物洗濯代（業者委託）	洗濯を委託業者に依頼される場合	別紙参照
テレビカード（600分）	お部屋に設置してあるテレビをご覧いただく場合 (1F受付奥にカード販売機あり)	1,000 円／枚
文書代	診断書や証明書等の発行費用 (様式等によって料金が異なる)	550 円～ 5,500 円／通

※ 上記金額には、消費税が含まれております。（尚、厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実査のご請求金額とは若干の差異が生じる場合があります。）

### (4) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込があります。利用契約時にお選びください。

附 則 この規程は、平成24年 7月 1日より施行する。

平成25年 4月 1日一部改正

平成25年11月 1日一部改正

平成26年 8月 1日一部改正

平成27年 4月 1日一部改正

平成27年 8月 1日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

平成31年 4月 1日一部改正

令和 1年 6月24日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 2年 8月 1日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 6年 2月 1日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正

令和 6年 6月 1日一部改正

令和 6年 8月 1日一部改正

令和 7年 4月 1日一部改正

令和 7年 5月 1日一部改正